これですっきり
トラブル防止・解決のヒント
〈連載〉第22回

# 自然災害対策の最優先は命と安全

スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するためのヒントを、法律の専門家の立場から解説する連載。今回は、スポーツ指導の現場で起こり得る自然災害への危機管理について、指導者や大会主催者が知っておくべきポイントを考える。

**テーマ募集**
この連載で取り上げてほしいテーマを募集しています。個別回答はできませんが、よりよいページづくりの参考にさせていただきます。本誌94ページ「読者の広場」の募集要項に従い、「法律相談」係までテーマやご意見などをお寄せください。

## 自然災害は不可抗力ではないのか？

ことしの夏も暑さ対策に苦労された指導者は多かったと思います。スポーツと自然環境は密接な関係にあるので、猛暑だけでなく、地震や津波、台風、集中豪雨、雷、豪雪、雪崩などによる自然災害がスポーツに及ぼす影響を軽視できません。近年、日本で起こる自然災害は、規模も頻度も拡大している印象がありますので、スポーツ指導者にも適切な対応がより求められます。

「不可抗力である自然災害による被害までスポーツ指導者が責任を負わなければならないのか？」という疑問を抱く方もいると思います。もちろん、一般的に予測不能な自然現象によってスポーツ指導現場で事故や被害が発生した場合、必ずしも指導者が責任を問われるわけではありません。問題となるのは、災害発生を予測し、被害を回避することができたにもかかわらず、その対策や対応を怠った場合です。通常の練習、合宿や遠征、競技会などでも、天気予報などで事前情報を確認していなかったり、あるいは事前情報から災害の可能性を予測できたのに回避しなかった場合、指導者や大会主催者が責任を負う可能性が生じます。

## 落雷事故の裁判例（2006年3月13日／最高裁）

ここで、課外クラブ活動の引率者である高校教諭が、落雷事故発生の予見すべき注意義務を怠ったと判断された判例を紹介しておきます。

1996年に大阪府で、高校サッカー部の生徒が競技大会での試合中、落雷により負傷し、視力障害、両下肢機能全廃、両上肢機能の著しい障がいなど重度の後遺障害が残る痛ましい事故が発生しました。

試合の開始直前、空には黒く固まった暗雲が垂れ込め、雷鳴が聞こえ、雲間で放電が起きるのが目撃されていたとのこと。裁判所は、「当時、落雷による死傷事故は全国で毎年5～11件発生し、3～6人の死亡者が出ていることから、この事故が決して稀な例とはいえない。また、多くの文献に『運動場にいて雷鳴が聞こえるときには、遠くても直ちに屋内に避難すべき』という趣旨の記載があることなどから、引率者兼監督である教諭には落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったし、また、予見すべき注意義務を怠った」との判決を下しました。

同裁判所は、「たとえ競技実施の判断がスポーツ指導者における一般的な認識であったとしても、多く存在する文献の記載や、当時の科学的知見に反する認識では注意義務を免れる条件とはなり得ない」とも述べています。

事前準備を怠らなければ、安全最優先の正しい判断を下すことができる（イラスト／石川正順）

## 「知らなかった」では済まされない

指導者にとって厳しい判決に思われるかもしれませんが、この判例は、指導者に自然現象の専門的な知見までを課すものではありません。しかしながら、不幸にも人の健康や命に関わる災害に巻き込まれた場合、指導者が責任を問われる可能性があることを認識しておくべきです。

落雷に限らず、地震や突風、集中豪雨、雪崩事故などいかなる自然災害についても、指導者が注意するべきは思い込みで判断をしないこと。たとえその判断が「平均的なスポーツ指導者の一般的な認識」に基づいたものだとしても、その認識が科学的な知見と異なっていれば注意義務を果たしたとは判断されないからです。

では、どうすればいいか？ 自然現象は予測が困難であるからこそ、事前準備という「危機管理能力」と正しい知見に基づいた「適時適切な判断」が、スポーツ指導現場にも求められています。具体的な対策について考えてみましょう。

## 現場責任者の事前準備

まず、少なくとも過去の事例などから自然災害に関する正確な知見を把握しておく必要があります。そのうえで、練習や大会実施準備の一環として、当日起こりうる自然現象についての情報を事前収集します。

気象情報などを参考に、状況によっては関係者や自治体とも相談して、練習や大会の開催・中止を判断することになります。正しい判断には多様な情報が必要なので、絶対に個人の経験値だけで判断を下してはいけません。

加えて、練習や大会の実施、中止、待機、延期などの判断方法やその基準を決めて大会要項などに明文化しておきましょう。また、担当責任者を決めておくなど、前もって判断系統を整備し、事前に関係者と確認しておくことも大切です。そうすることで、自然現象の変化にも冷静に対応できるだけでなく、恣意的な判断を防ぐこともできます。後に、判断理由を説明する際にも役立つでしょう。判断基準についても、地域の環境や競技の特性によって異なりますので、気象庁のガイドラインのほか、各競技団体などの規定を参照したり、自治体や専門家に相談するのがいいでしょう。

インターネットの発達とスマートフォンの普及により、今はどこにいても最新の気象情報を手に入れることが可能となりました。急激な天候の変化に対しても、情報収集は比較的容易です。だからこそ、指導者や大会主催者は、指導や大会開催中においても、最新の気象情報の収集を怠らない必要があります。

収集した最新の気象情報に基づき、災害発生の可能性がある場合は、競技の中止、中断などの判断をすることになります。とはいえ、いざとなると中止の判断を下すのは容易ではありません。日程調整や会場確保の難しさ、強化プランへの影響、何より参加する選手たちの意気込みを考えるでしょうし、結果的に災害は起こらず「中止にするべきではなかった」「1試合はできた」などと非難される可能性もあるでしょう。

しかし、万が一にも危険な自然現象が予見できる場合には、関係者と協力し、全員の命を守る安全な行動が求められます。重要なのは、少しでも「危険」を感じたら絶対に練習や試合を強行させないこと。運営や強化プラン、感情などに左右されることなく、何よりも安全を優先し、「迷ったら止める」判断を下すことです。SJ

### 弁護士からのアドバイス

**担当弁護士** Lawyer
**柳川 豊**（やながわ ゆたか）
1981年生まれ、三重県出身。立命館大学経済学部経済学科卒業、愛知学院大学法科大学院既修者コースを修了し、2018年に司法試験合格。西山・下出法律事務所所属。愛知県弁護士会弁護士業務改革委員会スポーツ部会所属。愛知学院大学非常勤講師として学生の指導やスポーツ指導者の研修、講演を行っている。

たとえ原因が予見し難い自然災害であっても、事故が起こってしまった以上、現場責任者の「不可抗力」は容易には認められません。厳しく感じるかもしれませんが、スポーツ指導者は、スポーツの楽しさを伝えると同時に、人命に関わる重要な役割を担っています。そのことを理解し、自然災害対策についても注意義務を果たす必要があります。そのためには、正しい知識の集積や情報収集、調査検討を尽くし、迅速かつ適切な判断が可能となるように判断系統を整備しておくことが重要と考えます。

他方で、競技運営としては、余裕を持ったスケジュールを組むように心がける、単純に中止するだけでなく臨機応変な対応を工夫するなどして、自然現象と向き合う必要があります。これを個人で行うことは難しいので、関係者と相談し、自治体や専門家と連携して環境を整えることをお勧めします。


2023 ©Japan Sport Association